



個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 総務部危機管理局消防保安課	
	(所在地) 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		



個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 総務部危機管理局消防保安課 (所在地) 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		



個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)      総務部危機管理局消防保安課 (所在地)    〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)      — (所在地)    —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		



個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)    総務部危機管理局消防保安課	
	(所在地)   〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)    —	
	(所在地)   —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		